

阿武町省エネ家電製品等購入事業補助金交付申請書兼請求書

阿武町長様

申請者 住所

氏名

電話

省エネ家電製品等への買換えについて、補助金の交付を受けたいので、阿武町省エネ家電製品等購入事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

家電製品等 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> 洗濯乾燥機 <input type="checkbox"/> 照明器具 <input type="checkbox"/> 高効率給湯器		
購入、契約又は 発注年月日	年                      月                      日		
メーカー及び型 番等	メーカー	型番	
	製造番号 (シリアルナンバー)		
販売業者	店名 住所 <p style="text-align: center;">※阿武町・萩市内の店舗、事業所に限る。</p>		
購入価格 (税込み)	円 - ①		
	※1個あたり単価3,000円以上かつ合計額5,000円以上		
補助金交付 申請額・請求額	円		
	※①×1/2 (100円未満切捨て、上限額50,000円)		
振込指定口座 ※申請者本人の 口座に限ります。	銀行・信用組合		本店
	信用金庫・農協		支店
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

#### 4. 添付書類

- (1) 省エネ家電製品等を購入した際の領収書、契約書又は発注書の写し（形式等の機種を特定できる記載があるものに限る。）
- (2) 省エネ家電製品等の形状、規格、構造及び省エネ基準達成率 100%以上の製品（洗濯乾燥機、照明器具及び高効率給湯器を除く。）であることが確認できるカタログ等の写し
- (3) メーカーが発行した省エネ家電製品等の保証書の写し
- (4) 買い換えの証として、エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯乾燥機については、特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し
- (5) 照明器具は、買換え前後の機器の配置状況等が分かる写真
- (6) 高効率給湯器は、第3条第7号に列記する要件を満たすことが分かるカタログ等の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

## 宣誓・同意書

補助金の交付にあたって、以下の補助要件を満たすことを宣誓します。

- コロナ禍において電気・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けています。
- 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ性能の優れた家電製品等へ買い換えます。
- 町税、町の保険料及び使用料について滞納がありません。
- 私個人又は同一世帯員が、暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しません。
- 購入した省エネ家電製品等を補助金の目的に反した使用、販売、譲渡、交換及び貸付けを行いません。（照明器具1年以内、テレビ5年以内、エアコン、冷蔵庫及び洗濯乾燥機6年以内、高効率給湯器10年以内）
- 本申請の申請事項、添付書類に不正や虚偽の記載はありません。
- 本申請の記載事項を確認するため、阿武町まちづくり推進課が職権で、私に関する個人情報調査し、収集することについて同意します。

令和    年    月    日

申請者名 \_\_\_\_\_